

# 健康福祉委員会資料

## (消防局関係)

### 1 令和2年第1回定例会提出予定議案の説明

(14) 議案第22号 川崎市消防手数料条例の一部を  
改正する条例の制定について

令和2年2月13日

消 防 局

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
○川崎市消防手数料条例 平成12年 3 月24日 条例第34号 (略)	○川崎市消防手数料条例 平成12年 3 月24日 条例第34号 (略)												
別表 (第 3 条関係)	別表 (第 3 条関係)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(省略)</th> <th style="text-align: center;">(省略)</th> </tr> </thead> </table>	区分	金額	(省略)	(省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(省略)</th> <th style="text-align: center;">(省略)</th> </tr> </thead> </table>	区分	金額	(省略)	(省略)				
区分	金額												
(省略)	(省略)												
区分	金額												
(省略)	(省略)												
29 高圧ガス保安法施行令第18条第 2 項第 3 号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第 1 項に規定する容器検査又は同令第18条第 2 項第 4 号の規定に基づく同法第49条第 1 項に規定する容器再検査	29 高圧ガス保安法施行令第18条第 2 項第 3 号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第 1 項に規定する容器検査又は同令第18条第 2 項第 4 号の規定に基づく同法第49条第 1 項に規定する容器再検査												
温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器	温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>内容積500リットル未満のもの</td> <td>1 個につき 6,600円</td> </tr> <tr> <td>内容積500リットル以上1,000リットル未満のもの</td> <td>1 個につき 16,000円</td> </tr> <tr> <td>内容積1,000リットル以上のもの</td> <td>1 個につき 16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額</td> </tr> </tbody> </table>	内容積500リットル未満のもの	1 個につき 6,600円	内容積500リットル以上1,000リットル未満のもの	1 個につき 16,000円	内容積1,000リットル以上のもの	1 個につき 16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>内容積500リットル未満のもの</td> <td>1 個につき 6,600円</td> </tr> <tr> <td>内容積500リットル以上1,000リットル未満のもの</td> <td>1 個につき 16,000円</td> </tr> <tr> <td>内容積1,000リットル以上のもの</td> <td>1 個につき 16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額</td> </tr> </tbody> </table>	内容積500リットル未満のもの	1 個につき 6,600円	内容積500リットル以上1,000リットル未満のもの	1 個につき 16,000円	内容積1,000リットル以上のもの	1 個につき 16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額
内容積500リットル未満のもの	1 個につき 6,600円												
内容積500リットル以上1,000リットル未満のもの	1 個につき 16,000円												
内容積1,000リットル以上のもの	1 個につき 16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額												
内容積500リットル未満のもの	1 個につき 6,600円												
内容積500リットル以上1,000リットル未満のもの	1 個につき 16,000円												
内容積1,000リットル以上のもの	1 個につき 16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額												
繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器 (温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器を除く。)	繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 (温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器を除く。)												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>内容積 1 リットル未満のもの</td> <td>1 個につき 150円</td> </tr> <tr> <td>内容積 1 リットル以上 5 リットル未満のもの</td> <td>1 個につき 160円</td> </tr> </tbody> </table>	内容積 1 リットル未満のもの	1 個につき 150円	内容積 1 リットル以上 5 リットル未満のもの	1 個につき 160円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>内容積 1 リットル未満のもの</td> <td>1 個につき 150円</td> </tr> <tr> <td>内容積 1 リットル以上 5 リットル未満のもの</td> <td>1 個につき 160円</td> </tr> </tbody> </table>	内容積 1 リットル未満のもの	1 個につき 150円	内容積 1 リットル以上 5 リットル未満のもの	1 個につき 160円				
内容積 1 リットル未満のもの	1 個につき 150円												
内容積 1 リットル以上 5 リットル未満のもの	1 個につき 160円												
内容積 1 リットル未満のもの	1 個につき 150円												
内容積 1 リットル以上 5 リットル未満のもの	1 個につき 160円												

改正後		改正前	
内容積5リットル以上30リットル未満のもの	1個につき 260円	内容積5リットル以上30リットル未満のもの	1個につき 260円
内容積30リットル以上150リットル未満のもの	1個につき 320円	内容積30リットル以上150リットル未満のもの	1個につき 320円
内容積150リットル以上のもの	1個につき 320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた金額	内容積150リットル以上のもの	1個につき 320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた金額
高強度鋼容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器、繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器を除く。）		高強度鋼容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）	
内容積1リットル未満のもの	1個につき 140円	内容積1リットル未満のもの	1個につき 140円
内容積1リットル以上5リットル未満のもの	1個につき 160円	内容積1リットル以上5リットル未満のもの	1個につき 160円
内容積5リットル以上30リットル未満のもの	1個につき 210円	内容積5リットル以上30リットル未満のもの	1個につき 210円
内容積30リットル以上のもの	1個につき 210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額	内容積30リットル以上のもの	1個につき 210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額
その他の容器		その他の容器	
内容積1リットル未満のもの	1個につき 80円	内容積1リットル未満のもの	1個につき 80円
内容積1リットル以上5リットル未満のもの	1個につき 110円	内容積1リットル以上5リットル未満のもの	1個につき 110円
内容積5リットル以上30リットル未満のもの	1個につき 170円	内容積5リットル以上30リットル未満のもの	1個につき 170円

改正後		改正前	
内容積30リットル以上150リットル未満のもの	1個につき 210円	内容積30リットル以上150リットル未満のもの	1個につき 210円
内容積150リットル以上500リットル未満のもの	1個につき 800円	内容積150リットル以上500リットル未満のもの	1個につき 800円
内容積500リットル以上1,000リットル未満のもの	1個につき 7,100円	内容積500リットル以上1,000リットル未満のもの	1個につき 7,100円
内容積1,000リットル以上のもの	1個につき 7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額	内容積1,000リットル以上のもの	1個につき 7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)